

# 心の原風景 —我が母校—

## 佐渡市立河原田小学校

当校は、明治5年、学制発布の年の10月、河原田郷学校として開校しました。今年で創立142年。佐渡で最も歴史のある小学校と言えます。

教育目標「よく学び よく遊ぶ たくましい子」を目指し、教育活動が行われています。その中で次の2つは、河原田小学校の大きな特徴と言えます。

1つ目は、河童（カッパ）班という全校縦割り班活動です。「河童」は、河原田小学校児童会会の「河」と「童」を合わせて名付けたものです。縦割り班で、清掃や学習をしたり行事に取り組んだりしています。年間の主な活動は、運動会の河童ダンスや、学校近くの海岸で行うビーチフエスティバル、秋遠足などです。運動会の河童ダンスは、6年生を中心に曲を決め、班ごとにダンスを考え練習をします。運動会で披露しますが、みんなが生き生きと踊る姿が、とても印象的です。また、ビーチフエスティバルは、名称を変え1981年から続いている行事で、ふるさとの身近な自然で学んでいます。



運動会での河童ダンス

2つ目は、「かわり合って考えを深める授業」です。すべての子どもたちに確かな学力を身に付けさせるため、「学び合い」の授業を取り入れています。共有の課題で既習事項を確認し、学習の土台を作ります。ジャンプの課題では、簡単に解けない高いレベルの課題を出します。子どもたちは、何とか解こうと真剣に取り組み、一人で無理ならば、みんなで協力して解こうとします。話し合っていくうちに、自然と子どもたちの頭が近づいていき、集中して課題に取り組んでいることが分かります。その結果、主体的に学ぶ子どもたちも育ちます。



6年生の授業風景

今後、子どもを第一に考えた教育活動を推し進めて参ります。

### ◆教育委員会学校教育課

(両津支所内) ☎23-4898

## 生活情報 さど

# 契約成立と電子消費者契約法 〈架空請求・不当請求かな…〉 と思ったら、ここでチェック！

契約は、売り手と買い手の意思表示の合致で成立します。従って、契約意思がなく、単に画像部分をクリックしただけであれば、契約は成立していません。パソコン操作のミスや表示の見落とし等については、利用者に重大なミスがあったと事業者から反論され、民法では無効にならない場合が多くあります。そこで、パソコンや携帯電話によるインターネット上の取引で起きやすい、操作ミス等によるトラブルを救済するために、平成13年に「電子消費者契約法」が施行されました。

電子消費者契約法では、**電子消費者契約（インターネット等、パソコンや携帯電話の画面を介して行われる契約）**に関しては、事業者が操作ミスを防止するための措置を講じていない場合は、たとえ消費者に**重大な失**があったとしても、**錯誤による無効を主張できるとされています。**

下記の例のような2段階の画面を設けていなければ、利用者がうっかり意思表示をしてしまったとしても、**錯誤による無効を主張できません。**規約を見ずに無料だと思い込んで登録してしまったような場合も、自分

### 【操作ミス防止の措置が講じてある例】

①意思表示の内容を明示し、クリックすることで契約となる。

申込み画面 商品A《説明》…………… ……………	<input type="button" value="購入します"/>
--------------------------------	--------------------------------------

②最終的な意思表示となる送信ボタンと申込みの内容を表示して、そこで訂正をする機会を与える。

確認画面 商品Aの購入を申込みになりますが、 よろしいですか？	<input type="button" value="送信"/>	<input type="button" value="取消"/>
---------------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------

のミスだからとあきらめる必要はありません。  
心配な時は、消費生活センターにご相談ください。  
お問い合わせ  
佐渡市立消費生活センター  
(佐和田行政サービスセンター内)  
(平日) 午前9時～午後4時  
☎57-8143

